

今治市瓦のふるさと公園に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：都市建設部 公園緑地課

今治市瓦のふるさと公園の指定管理者の予定者となる団体(以下「指定予定者」という。)を次のとおり選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地 今治市菊間町浜3067番地
- (2) 施設の設置目的 今治市瓦のふるさと公園は、菊間支所管内の中心部にあり、丘陵地では瀬戸内海を一望することができる。
このように恵まれた立地条件を活かしながら、美しい瀬戸内の自然環境と菊間の重要な地場産業である瓦産業を全国に向けて発信する基地として、また、公園としての楽しさと菊間の伝統と歴史を融和させた新感覚的な施設として、当地域の中心的な役割を果たすことを目的とする。

2 募集概要

- (1) 応募受付期間 平成29年10月24日(火)～平成29年10月31日(火)
- (2) 応募者(1 団体)

団体名	代表者名	住所
菊間町窯業協同組合	濱田 成一	今治市菊間町浜228番地4

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市瓦のふるさと公園指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式(あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式)により採点を行い、総合的に勘案し当該団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準	配点ウエイト
【Ⅰ】市民の平等な利用が確保されていること ・利用者の平等な利用の確保	(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】施設の効用を最大限発揮するものであること ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無 ・実現の可能性	40点
【Ⅲ】施設の管理経費の縮減が図られるものであること ・当該施設の管理運営に係る市の経費 ・実現の可能性	25点

【Ⅳ】 管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること ・ 人的能力（管理運営組織） ・ 物的能力 ・ 応募者の安定性、信頼性 ・ 実現の可能性	30点
【Ⅴ】 指定管理業務の実施を通じて地域へ貢献できる見込みがあること ・ 地域貢献 収益の処分方法の提案 市内拠点の有無 雇用（地元雇用・再雇用） ・ 障害者雇用への取組 ・ 子育て支援への取組 ・ ワーク・ライフ・バランス等への取組 ・ 実現の可能性	15点
【Ⅵ】 応募者の実績	応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
現行指定管理者 ・ モニタリング結果	8点
現行指定管理者以外の応募団体 ・ 類似施設の運営実績の有無 ・ 実績やノウハウが施設管理運営に効果的か	5点
【Ⅶ】 全般 ・ 応募者の取組み姿勢	25点
合計点数	現行指定管理者 143点 現行指定管理者以外の応募団体 140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりで、菊間町窯業協同組合を指定予定者として選定した。

団体名	菊間町窯業協同組合
審査基準Ⅰ	適
審査基準Ⅱ	29.6
審査基準Ⅲ	25.0
審査基準Ⅳ	23.4
審査基準Ⅴ	9.6
審査基準Ⅵ	5.0
審査基準Ⅶ	19.0
合計	111.6

○審査基準Ⅰについては、適正と評価された。

○審査基準Ⅱについては、過去の実績を基に新たな取組を計画する等前向きな提案が見られた。また施設管理及びその効率化に対しても適正な対応が期待でき評価された。

○審査基準Ⅲについては、指定管理料上限額（140,600千円（5年間））以内であり、適正と認められた。（指定管理料基準額：菊間町窯業協同組合 140,600千円（5年間））

○審査基準Ⅳについては、団体として蓄積されている専門的な知識やその実績、また、地域・社会における信頼性が高く評価された。

○審査基準Ⅴについては、地域へ貢献できる計画として一定の評価を受けた。

○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果がBであり、実績が十分であると認められた。

○審査基準Ⅶについては、施設の設置目的に沿って、施設のPRや自主事業イベントが計画されており、業務実施への熱意を感じられる点が評価された。

以上、事業計画書等審査の結果、利用者の平等利用、施設の効用発揮、管理経費縮減、人的・物的能力の全ての基準で評価できるものであった。このため、審議会として、菊間町窯業協同組合を指定予定者として選定した。

なお、当該団体に対して、展示解説や体験イベントなどで一緒に活動をしてもらえるボランティアスタッフを募集して、施設運営の幅を広げてみてはどうかという意見及び障害者雇用については、施設の立地条件や業務の専門性により雇用が難しく、今計画には上がっていないが、障害者雇用の趣旨を踏まえて、協力できる部分があれば協力するよう意見が出されたことも報告しておきたい。

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで